

小山工業高等専門学校体育施設使用手続要領

制 定 昭和 61 年 4 月 1 日

最終改正 平成 14 年 3 月 7 日

- 1 この要領は、小山工業高等専門学校体育施設運営規則（昭和 44 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 2 号の規定に基づき、体育施設を本校関係者以外の者が使用する場合の手続等について定める。
- 2 体育施設を使用しようとする者は、代表責任者を定め学生課に別紙の体育施設使用許可申請書を使用しようとする日の 1 週間前までに提出するものとする。
- 3 前項の申請が許可されたときは、許可書を交付する。
- 4 体育施設の使用料は、別表のとおりとする。
- 5 体育施設使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の使用料を体育施設を使用する前日までに、会計課に納付するものとする。
- 6 納付済みとなった使用料は、これを返納しない。
- 7 使用者は、体育施設を使用するに当たり、次のことを遵守するものとする。
 - 一 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
 - 二 許可を受けた使用の場所及び時間を厳守すること。
 - 三 使用を認められた施設の周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
 - 四 施設や器物を故意に汚染し、破損しないこと。
 - 五 本校の諸規則を守ること。
 - 六 その他管理者が行う施設管理上の指示に従うこと。
- 8 使用者が許可条件等を遵守しない場合は、体育施設使用許可を取り消し、又は停止することがある。この場合、使用者のいかなる損害についても、本校はその責任を負わないものとする。
- 9 使用者は、施設、設備及び備品を故意又は重大な過失により亡失し、若しくは破損したときは、弁償の責任を負うものとする。
- 10 体育施設使用中において、生じた人身事故若しくは災害については、使用者の責任とする。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 62 年 8 月 10 日から実施する。

附 則

この要領は、平成元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 7 月 20 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7 年 8 月 17 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 24 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 16 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 25 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 7 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

別 表

体育施設の1時間当たり使用料

施 設 名	面 積 等 (m ²)	金 額 (円)
総合運動場	17,144	2,127
野 球 場	8,100	658
サッカーコート	1 面	1,000
テニスコート	1 面	350
体 育 館	856.8	1,015
第二体育館	806.4	955
武 道 館	231.23	739

* 消費税は料金に含まれている。(内税)

* 使用料金は、本表に定めた金額と使用を許可した時間との積とする。

* 光熱水費については別途徴収する。